働く仲間はたたかうN関労に結集しよう!!



2013年2月27日(水) No. 84

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 兼廣 英治

事務所:尼崎市武庫町 1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F

Tel. 090-8979-5088 Fax. 06-6436-4076

E メール: takara-kanet@kobe. email. ne. jp

http://www.n-kanrou.com/

対ホームテクノ社団体交渉

業務外の全社員販売

上長裁量での評価を是認

なぜか、本社見解の「評価の対象外」と相違

2月1日、尼崎市内でホームテクノ社との団体 交渉が持たれた。

交渉の議題として①田植さんへの I 評価の取り消し、②「今後の事業運営等を踏まえた処遇の一部見直し(以下、処遇の一部見直し)」について、③南海トラフ地震への対策について、の三本柱だったが、大半の時間が I 評価の取り消しに費やされた。

大阪高裁は全社員販売を業務外と判断

交渉模様を報告する前に「全社員販売、web 学習は業務であり、費やした時間(時間外)に賃 金を支払え」と訴えたMさんの裁判を振り返って みたい。

この裁判はネオメイトおよびNTT西日本を被告として訴えたもので、大阪地裁では勝訴(2008年)となった。判決は全社員販売およびweb学習を業務上の指示によるものとした。

しかし、NTT西日本、ネオメイトはこの判決を不服とし、大阪高裁へ控訴。2010年11月に判決が言い渡され、逆転敗訴となり、その後、

最高裁で敗訴が確定した。

大阪高裁では全社員販売、web学習の業務性が否定され、敗訴となった訳だが、NTT西日本、ネオメイトに対して次のような苦言を呈している。「従業員にとっては全社員販売を行うことは使用者の業務命令によるものであるとの認識を持つに至ったとしても致し方ないとも考えられ、(中略)控訴人(NTT西日本)は、この点で相当に曖昧な態度を取り続けたものであって、法律上の労使関係の配慮に欠けた不明瞭で不誠実な扱いをしたものと言わざるを得ない」というもの。

ここで言われている「曖昧な態度」とは全社員 販売の目標をチャレンジシートへ記入させ、あた かも評価につながる様に見せかけたことなどを指 している。

また、田植さんが I 評価を受けたのは 2011 年末のことだが、大阪高裁の判決はそれよりも1 年前に出されていることにも注目していただきた い。

以下、交渉の報告に移るが、内容は議論を要約 したものとなっている。

全社員販売、目線あわせで評価の対象に?

組合:2011年冬の評価において田植さんが I 評価となった。上長から聞かされた理由は「全社員販売で売り上げがない」という一点のみであった。ホームテクノでは全社員販売が評価の対象になるのか。

会社:2011年は営設分離が議論されていると ころであり、法律が変わる時であるが、評 価の参考にしている。

組合:参考とは・・・。

会社:全社員販売も参考にするという事であり、 期首にチャレンジシートにおいて上長と二 人で目線合わせしてくれと指導している。

組合: どの職場においても全社員販売を評価の対象にしているのか。

会社:会社として一律的に全社員販売を評価の対象にしている訳ではない。上長との間に「販売で協力してくださいね」と、なんらかの話がないとならない。

組合:評価は評価マニュアルに沿ってするものではないのか。

会社:社員と上長との話の中で、全社員販売の目標を立てたのであればその対象になる。上 長の裁量で行っている。

組合:全社員販売について社員が無理であると言った場合はどうなるのか。

会社:その場合は他の目標で成績を上げてもらう という事で目線を合わせる。

田植:私の場合は期首設定の時点で販売の話はなかった。また、チャレンジシートにも全社 員販売を目標に入れていない。「評価は販売が0なのでI評価です」とだけ言われた。

会社:上長に聞いたが「販売だけでなく他にも話 をした」と言ってる。

田植:確かに会社のやっている評価制度はおかし いというようなことや世間話はしたと思う が、フィードバックで言われたのは全社員 販売の話しだけだ。 会社:出来れば時間とって上長と話し合ってもらいたい。適正な評価を運用する為に相談窓口機能を持っている。一次窓口、二次窓口へ相談してほしい。

田植:話をするつもりはない。

面談の報告もしないのに相対評価?

組合:全社員販売という業務外のところを上長の 恣意的な判断で評価をしている。評価制度 の体をなしてない。上長は他にも話しをし たと言っているが、報告書のようなものは 作成しているのか。

会社:メモ程度はしているだろうが、文書での報告の決まりはない。

組合:上長が行うのは絶対評価だが、上長から面談について上部への報告がなければどのように相対評価をしているのか。同じ部門であれば高知と他県との比較が必要になるはずだ。

会社:相対評価はできているが、2年前のことであり、詳しいことはわからない。評価は直属上長の意見を大事にしている。

(今回の I 評価はホームテクノ四国社時の もの。昨年7月に一社化された)

田植:職場では評価制度をめぐっていろんな事が起きている。私が知るところでは、ある上長は職場の親しい2人を呼んで「どっちか」になってもらえないか」と相談を持ちかけたり、また、ある上長は「済みません」と言って自分が I 評価にした社員に10万円を出したとか「今回は1評価の社員はいないと報告したが上部に聞いてもらえなかった」という上長もいる。

組合:評価制度は評価する方も、される方も心の 痛みを伴う。本来、評価できないものを評 価している。田植さんの評価を撤回する気 はないのか。

会社、撤回はできない。

組合:全社員販売が業務外であり、評価の対象とならないことは本社交渉の中でも明らかになっている。全社員販売で評価をすることは刑事事件なら誤認逮捕と同じだ。田植さんへの I 評価は不当であり、無効だ。評価の撤回するのは当然だ。

会社:厳正に対処しているところであり、撤回は できない。

更なる措置、年齢と地域によって差別

組合:「処遇の一部見直し」案では厚生年金の受給 年齢に達しないフルタイムの60歳超契約 社員に「更なる措置」を支払うとしている が、平成25年度に年齢が60~58歳に なる契約社員は対象外としている。これら の年齢においても誕生月までの間、無年金 になる。どうして年齢による差別をするの か。

会社:グループ会社トータルで検討されてきた事であり、どのような判断かは分からない。 調べてみる。

組合:同じく「更なる措置」だが、加算地域の等級での格差(2級加算地域の大阪府は対象外、3級の京都府、兵庫県は減額)を設けている。加算地域の等級とはどういうものか。

会社:地域によって、年収が違うので高い地域に は薄く、低い地域は高くしていこうとして いるが、これについても調べる。

組合:ホームテクノ社員構成人員数を提示していただいたが、60歳超契約社員が1,75 0名であり、会社の主力になっている。時 給875円程度で働かせているのは、賃金 額としておかしい。

会社:グループ会社トータルで決めてきていることであり、我が社だけでどうこう言えない。

組合:60歳以下の社員と同じ仕事をさせておきながら、60歳以上の賃金は、3分の1に

している。同じ仕事をして何故賃金が違う のか、その説明をしていただきたい。また、 無年金でも885円、875円なのか。

会社:10円上げるだけでも、会社として多額の 出費となる。これが今のNTTの現状だ。

組合:株主配当だけは、毎年のように引き上げて きている。言い訳にもならない。

不明瞭なグループ運営体制の見直し

組合:ハイホン中国は今後の具体的な集約拠点を 提案しているが、ホームテクノはまだ具体 的拠点集約は検討されていないのか。

会社:ホームテクノとして、NTT 西日本から提案 している資料しか今のところない。

組合:ブロック跨りはあるのか。

会社:仮に貴労組組合員の労働条件にかかわる部分が出てくるようであれば、その時は改めて貴労組に提案する。

急がれる南海トラフ地震への対策

組合:南海トラフ地震について貴社はどのように 認識しているのか。

会社:危機意識はもっている。ホームテクノの経営企画課としても検討しているが、具体的な対策は西日本本社のサービス・マネージメント災害対策室で行っている。そこから各グループ会社に指示が出される。

組合:組合としても西日本本社との交渉の中で地震対策等を議論して行くことになる。NTTにとっては設備等への対策も必要だが、人命をどう守るのかが最優先されるようお願いしたい。社員は不安を感じており、職場段階で津波などへの避難訓練は早急に実施すべきではないのか。また、避難訓練を行うことが震災への意識向上につながって行くことになる。

会社:基本的には同じ考えである。

以上

福島で子ども3人が

甲状腺がんの手術

福島県の健康調査で判明。他にも7人に疑いが・・・

2月15日の朝日新聞カルチャー欄に衝撃的な 記事が掲載された。

福島県の健康調査で既に3人の子どもが甲状腺がんの手術を終えており、他の7人にも甲状腺がんの疑いがあるというもの。

朝日新聞によれば、この調査(県民健康管理調査)は原発事故の時に18歳以下だった子どもたちを対象にし、福島の原発事故の影響をしらべるためのもので、子どもたちに甲状腺の超音波検査等を実施している。

今回、発表された検査結果は対象となる18万人のうちの3万8千人分に留まっており、残りの14万2千人についての結果はまだ公表されていない。

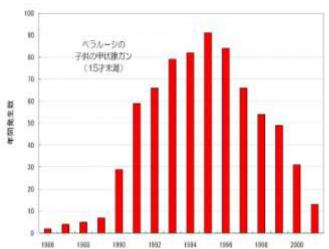
子どもに甲状腺がんがみつかる可能性は、通常 「 $100万人に1\sim2$ 人」だと言われているが、 今回の調査での $3万8千人当たり、<math>3人\sim10$ 人は通常の $75倍\sim250$ 倍に当たる。この数字が 意味するものは何なのだろうか。

福島県は「チェルノブイリでは事故から4~5年たってから甲状腺がんが発生しているので、総合的に判断すると被曝(ひばく)の影響は考えにくい」としている。

これに対し、宮武嶺氏(弁護士、龍谷大学客員教授)はブログの中で「国連放射線影響科学委員会(UNSCEAR) 2000年報告中のグラフ(右中段)のように、ベラルーシではチェルノブイリ事故後1年でも子どもの甲状腺がんが増加しています。チェルノブイリでは、事故から4~5年たって甲状腺がんが初めて「発生した」のではなくて「急増した」のです。4~5年経つまでは被曝による

甲状腺がんが出ていないというのは間違いです。 逆に言うと、むしろ、あと数年すると福島を中心 とする子供たちにさらに爆発的に甲状腺がんが増 える可能性が高いというべきでしょう」と・・。

国際放射線影響科学委員会報告のグラフ



(チェルノブイリ原発事故は 1986 年に発生し、100 万人に1人のはずの子どもの甲状腺がんが事故の翌年からもう発生していることがわかる。しかも、その数年後に爆発的に甲状腺がんが増加するのだ)

いずれ、福島原発事故による健康被害が現れる のではと思っていたが、僅か2年で3人以上の子 どもが癌になるとは・・・。

今後、被害が拡大していくであろう福島原発事故。東電の発表によれば今でも毎日、1時間あたり最大1000万ベクレルの放射性物質が漏れ続けているという。

原子力発電所から送られてくるのは、果たして 電気なのだろうか。それとも子ども達の痛みだろ うか・・・。